

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループでは、「経営理念」である「全社員の一心同体経営」、「仕事から得られる心の利益を大切にする」を追求し、継続的な企業価値の向上を達成するために、意思決定の迅速化、経営責任の明確化、コンプライアンス体制の充実・強化及び適時・適切な情報開示などを通じて、株主をはじめとするすべてのステークホルダーからの信頼を得ることと考えております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

### 2. 資本構成

|           |       |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

#### 【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称                  | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|-------------------------|----------|-------|
| 株式会社スリーアローズ             | 426,000  | 24.38 |
| 平山 善一                   | 293,200  | 16.78 |
| 平山 恵一                   | 201,400  | 11.52 |
| ハクトコーポレーション株式会社         | 127,800  | 7.31  |
| 平山 智一                   | 56,400   | 3.22  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 52,200   | 2.98  |
| 有限会社平寛堂                 | 43,000   | 2.46  |
| 平山従業員持株会                | 40,500   | 2.31  |
| 平山 上一                   | 40,400   | 2.31  |
| 株式会社平山(自己株式)            | 38,443   | 2.20  |

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | 平山 善一、平山 恵一 |
|-----------------|-------------|

|        |    |
|--------|----|
| 親会社の有無 | なし |
|--------|----|

補足説明

### 3. 企業属性

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| 上場取引所及び市場区分         | 東京 JASDAQ       |
| 決算期                 | 6月              |
| 業種                  | 精密機器            |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上         |
| 直前事業年度における(連結)売上高   | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数   | 10社未満           |

#### **4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針**

当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、その金額の多寡にかかわらず取引内容及び取引条件の妥当性について当社取締役会において審議のうえ、取締役会決議をもって決定しております。

#### **5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情**

該当事項はありません。

## // 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

#### [取締役関係]

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数             | 10 名   |
| 定款上の取締役の任期             | 2 年    |
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数                 | 4 名    |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 2 名    |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名    |

#### 会社との関係(1)

| 氏名     | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|--------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|        |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 小牟礼 義人 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 村上 伸一  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2)

| 氏名     | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                                                                                                              |
|--------|------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小牟礼 義人 | ○    | -            | 同氏は、商社での長年の経験・幅広い見識を有し、また、長年の海外勤務経験で培われたグローバルな経営的視点を有していることから、社外取締役に選任しております。<br>また、東京証券取引所が定める役員の属性に全て該当しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、指定いたしました。 |

|       |   |   |                                                                                                                                                                               |
|-------|---|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 村上 伸一 | ○ | - | 同氏は、建設機械メーカーでの長年の経験・幅広い見識を有し、また、中小企業及びベンチャー企業を再生、育成してきた豊富な指導経験を有していることから、社外取締役を選任しております。<br>また、東京証券取引所が定める役員の属性に全て該当しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、指定いたしました。 |
|-------|---|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |
|----------------------------|----|

**【監査役関係】**

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数  | 5 名    |
| 監査役の数      | 4 名    |

**監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況**

監査役会は、内部監査室及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行うなど、監査機能の向上のため、連携をはかっております。

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況            | 選任している |
| 社外監査役の数               | 2 名    |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている数 | 2 名    |

**会社との関係(1)**

| 氏名    | 属性    | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|-------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |       | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 福永 隆明 | 公認会計士 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 玉野 淳  | 税理士   |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

- ※ 会社との関係についての選択項目  
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」  
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
  - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - d 上場会社の親会社の監査役
  - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
  - j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
  - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
  - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
  - m その他

**会社との関係(2)**

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|----|------|--------------|-------|
|----|------|--------------|-------|

|       |   |   |                                                                                                                                                |
|-------|---|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福永 隆明 | ○ | - | 同氏は、公認会計士としての会計等の専門的知見及び幅広い見識を有していることから、社外監査役として選任しております。<br>また、東京証券取引所が定める役員の属性に全て該当しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、指定いたしました。 |
| 玉野 淳  | ○ | - | 同氏は、税理士としての税務等の専門的知見及び幅広い見識を有していることから、社外監査役として選任しております。<br>また、東京証券取引所が定める役員の属性に全て該当しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、指定いたしました。   |

**[独立役員関係]**

|         |     |
|---------|-----|
| 独立役員の人数 | 4 名 |
|---------|-----|

|               |
|---------------|
| その他独立役員に関する事項 |
|---------------|

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

**[インセンティブ関係]**

|                           |                |
|---------------------------|----------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |
|---------------------------|----------------|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

ストックオプションにつきましては、平成27年6月期に発行された新株予約権の目的である株式の総数は、132,600株でした。また、その個人別付与数につきましては、担っている職責に応じ適切な付与数を決定しております。

|                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役、社内監査役、従業員、子会社の取締役 |
|-----------------|-------------------------|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

当社グループの業績向上に対する対象者の貢献意欲を高めることを目的として、当社の社内取締役、従業員のみではなく、子会社の取締役も対象者としております。また、社内監査役については、適正な監査に対する意識を高めることを目的として、対象としております。

**[取締役報酬関係]**

|                  |               |
|------------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の) 開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|------------------|---------------|

|              |    |
|--------------|----|
| 該当項目に関する補足説明 | 更新 |
|--------------|----|

取締役に対する報酬の総額を開示しております。平成28年6月期において支払った当社取締役への役員報酬は、117百万円であります。

|                      |    |
|----------------------|----|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|----------------------|----|

|                        |
|------------------------|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容 |
|------------------------|

取締役の報酬等は、株主総会で承認された取締役報酬等の限度額内で算定しており、取締役会において、業績に対する貢献度等の要素を総合的に勘案して決定しており、取締役会決議で決定しております。  
なお、取締役の報酬限度額は、平成26年6月25日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内と決議しております。

**[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]**

社外取締役に対しては、月中において前月業績の共有を行い、取締役会の開催に際して事前資料送付及び説明を実施しております。社外監査役に対しては、監査調書の内容を月次で共有化し、監査役会・取締役会の開催に際して事前資料送付及び説明を実施しております。

**2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)** 更新

(1) 現状の体制の概要 (最終ページの参考資料: 模式図を参照ください)

<取締役会>

当社の取締役会は、本書提出日現在、取締役7名(うち社外取締役2名)で構成されております。取締役会は、原則月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定すると共に各取締役の業務執行の状況を監督しております。なお、業務執行については、執行役員を1名選任し、権限委譲による組織運営を行っております。また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

<監査役会>

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役3名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。監査役会は、毎月1回定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。常勤監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

また、内部監査室及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行うなど、連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

<経営会議>

経営会議は、常勤取締役及び執行役員で構成され、毎月1回開催しております。経営会議は、取締役会への付議事項についての事前討議、取締役会から委嘱事項についての審議・決議を行い、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。なお、常勤監査役が重要性に鑑み、出席しております。

<内部監査室(専任者1名)>

内部監査室は、代表取締役社長直轄の組織として、本社及び各支店を臨検し、業務活動の合理性、効率性、適正性を諸規程に準拠して評価し、社長に報告することで不正や誤謬の防止及び業務改善に資することを行っております。また、監査役会及び監査法人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行うなど連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、取締役会において迅速かつ適切な経営の意思決定を行っており、社外取締役及び社外監査役が取締役会に出席し、第三者的な観点から発言することで経営監視機能を強化しております。

また、内部監査室、監査役、会計監査人が適宜連携し、業務執行を把握できる体制にあり、コーポレート・ガバナンスの有効性を十分担保できると考え、社外取締役を含む取締役会と、社外監査役を含む監査役会により、業務執行を監督・監査する現体制が最適であると考えております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|                 | 補足説明                                                  |
|-----------------|-------------------------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送   | 決算業務の早期化をはかり、早期発送（開催日の2週間より前）を検討していきたいと考えております。       |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 他社の株主総会が集中すると見込まれる日を避け、多くの株主にご出席いただきやすい日を設定する予定であります。 |
| 電磁的方法による議決権の行使  | 今後検討すべき課題であると認識しております。                                |

### 2. IRに関する活動状況

|                         | 補足説明                                                                    | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催       | 個人投資家向けに説明会を開催しております。                                                   | あり            |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 毎年2回決算説明会を行う他、投資家からの要請にもとづき個別にIRを実施しております。                              | あり            |
| IR資料のホームページ掲載           | 決算情報、決算情報以外の適時開示情報、会社説明会資料等を当社ホームページに掲載しております。                          |               |
| IRに関する部署（担当者）の設置        | IR推進室をIR担当部署として、投資家の皆様への事業情報の迅速な伝達と、当社の事業内容・事業活動についてご理解をいただくことに努めております。 |               |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                              | 補足説明                                                                                                   |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は、企業価値の持続的向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「コンプライアンス規程」を制定し、その周知徹底と遵守を図っております。              |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定    | 当社は、株主、取引先及び従業員等の当社のステークホルダーへの適切なディスクロージャーを会社の重要事項として認識し、適時開示とともに当社のホームページでの掲示や説明会を通じての情報提供等に努めてまいります。 |



### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正性を確保するために、以下のとおり体制を整備する。

#### 1. 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が、法令・定款及び社会規範を遵守することを目的に制定された「コンプライアンス行動規範」を全社に周知・徹底する。
- (2) 「コンプライアンス規程」を制定するとともに、コンプライアンス管理組織及びリスク管理組織を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたる。
- (3) コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- (4) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
- (5) 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。

#### 2. 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の遂行に関わる情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保管及び管理を行う。
- (2) 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できる体制とする。

#### 3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種のリスクに対応する部署または組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
- (2) リスク管理組織を設置し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- (3) 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

#### 4. 当社及び当社子会社の取締役等の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、各取締役の業務執行機能を分離する。
- (2) 「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- (3) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

#### 5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を含む）

- (1) 当社は、当社子会社に対する担当部署を明確にし、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の重要な事項について、事前の協議を行う。又、適宜子会社から報告を受ける。
- (2) 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、管理本部財務経理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
- (3) 内部監査室は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

#### 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する監査役の指示の実行性に関する事項

- (1) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。
- (2) 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。

#### 8. 当社及び当社子会社取締役等及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び報告した者が当該報告をしたことを理由に不利益な取り扱いを受けない体制

- (1) 監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告をもとめることができる。
- (2) 当社及び当社子会社取締役等及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
- (3) 当社及び当社子会社取締役等及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- (4) 当社は、監査役に報告を行った当社及び当社子会社取締役等及び使用人が、当該報告をしたことを理由に不利益な取り扱いを受けることを禁止し、その旨を周知徹底する。

#### 9. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、監査役が当社に対して、その職務について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

#### 10. その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
- (2) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- (3) 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- (4) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、当社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

#### 11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 信頼性のある財務報告の作成及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「内部統制規程」を定め、内部統制が有効に機能するための体制を構築する。
- (2) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行う。
- (3) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに



に、関係法令との適合性を確保する。

#### 12.反社会的勢力の排除に向けた体制

- (1) 反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力排除規程」及び「反社会的勢力排除実施要領」を定め、取締役及び使用人に周知徹底する。
- (2) 平素より、関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は「反社会的勢力排除規程」において、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除するとともに、不当な要求を断固として拒否するものとしています。

### (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

#### 1) 社内規程の整備状況

当社は上記基本的な考え方のもと、反社会的勢力排除に向けて、反社会的勢力排除実施要領を制定し反社会的勢力とは一切の接触禁止をしています。

#### 2) 対応統括部署

当社は反社会的勢力への対応統括部署を総務部と定めております

### (3) 反社会的勢力排除の対応方法

#### 1) 新規取引先・株主・役職者について

原則として民間の調査機関を通じて反社会的勢力との関係の有無を調査します。

取引開始時には各種契約書等に「反社会的勢力との関係がないこと」の保証や「関係を持った場合」の暴力団排除条項を明記することとしています。

#### 2) 既存取引先等について

通常必要と思われる注意を払うとともに、一定の範囲を対象として、調査・確認を実施しております。

#### 3) 既存取引先等が反社会的勢力であると判明した場合

速やかに取引関係等を解消する体制をとっております。

#### 4) 外部の専門機関との連携状況

当社は、定期的な警察署への訪問、外部講習会・セミナー等に参加しており、日常の情報収集や緊急時対応のため、警察・弁護士等外部専門機関との連携体制を構築しております。

#### 5) 反社会的勢力に関する情報の収集、管理状況

当社は、対応統括部署に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

#### 6) 社内周知の状況

当社は定期的に役員及び全社員に対してコンプライアンス研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を図っております。

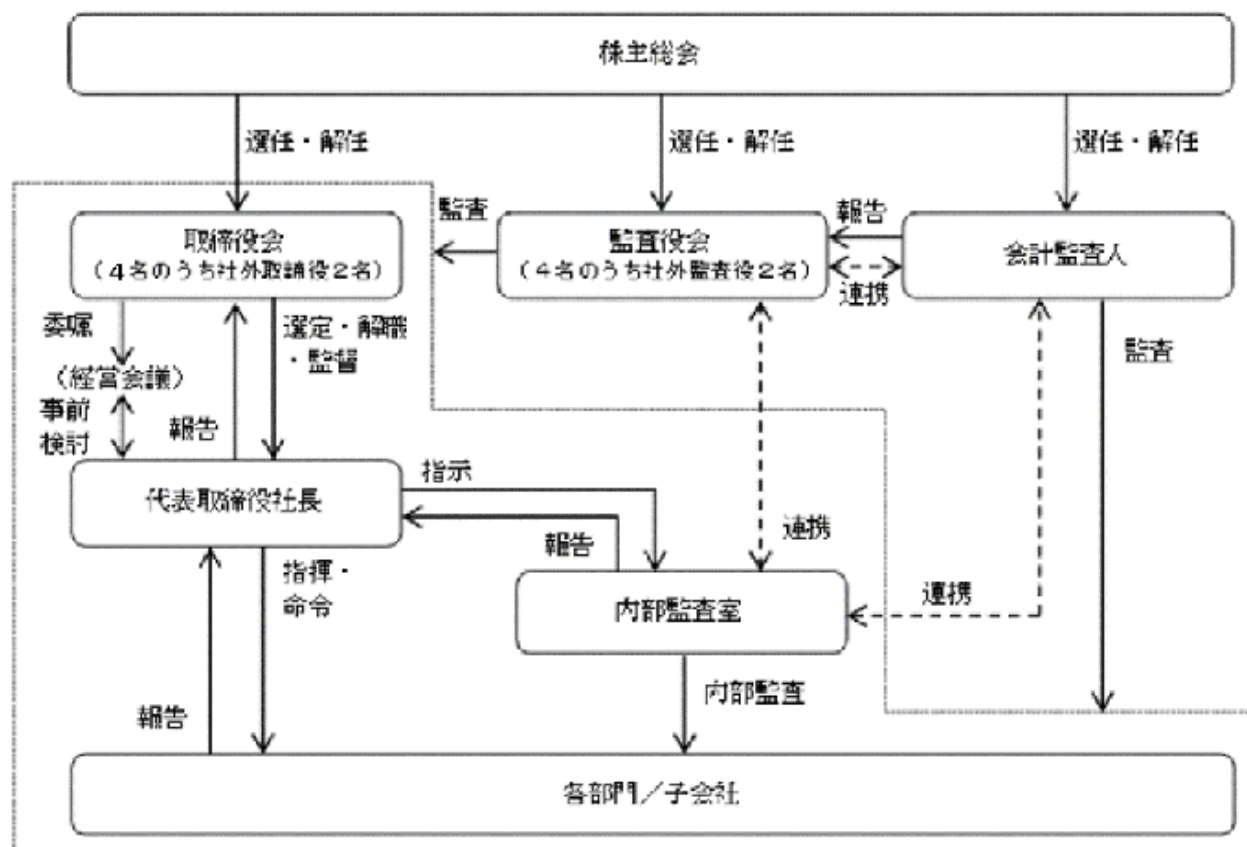
## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

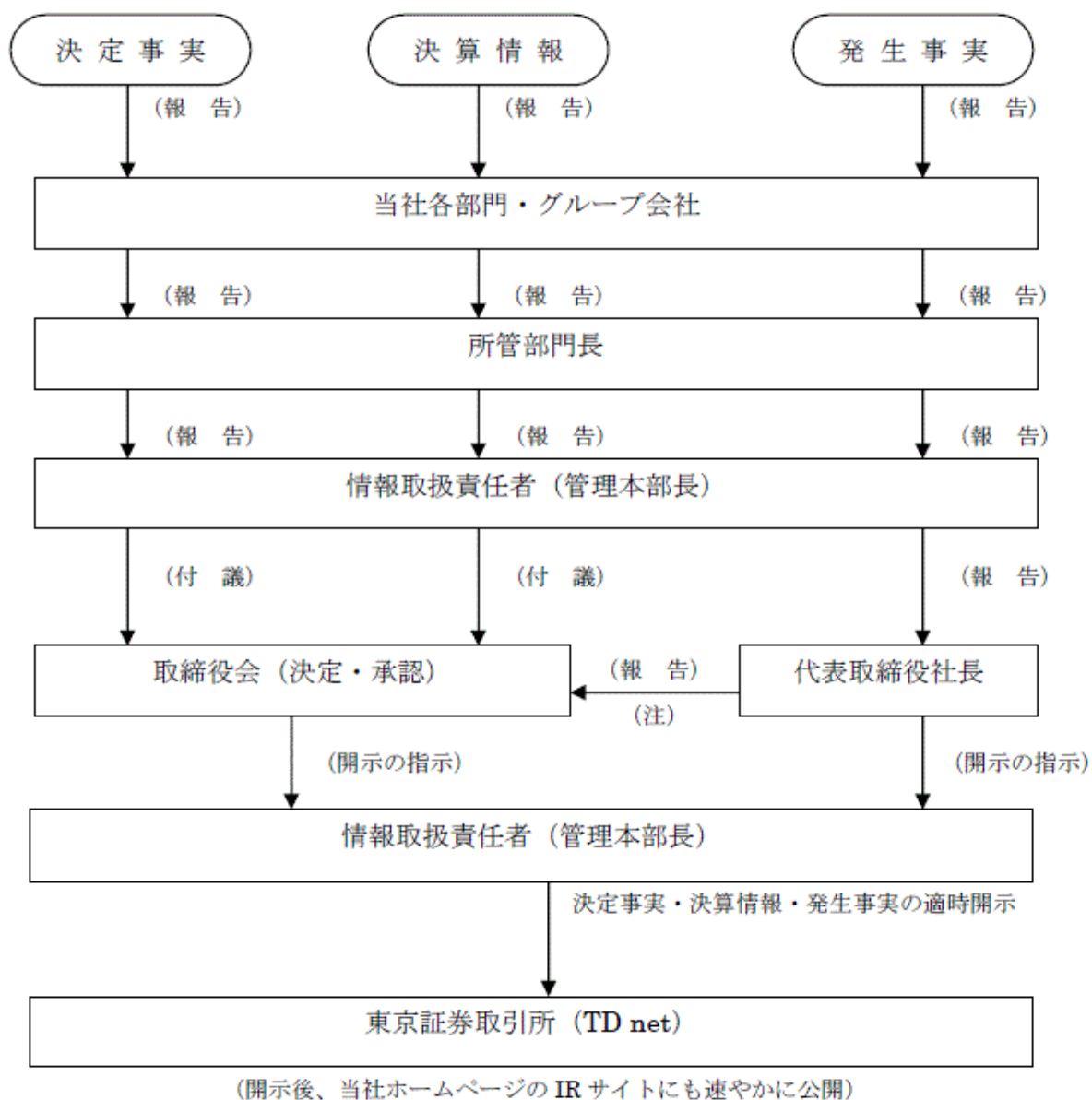
なし

該当項目に関する補足説明

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【適時開示体制の概要（模式図）】



(注) 緊急を要する発生事実に関する情報は、開示後に改めて、取締役会に報告

以上